

## **第4部 計画の推進体制**

**第1章 推進体制**

**第2章 進行管理**

# 第1章 推進体制

## 1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

### (1) 庁内における推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

### (2) 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直し等について審議及び答申を行います。

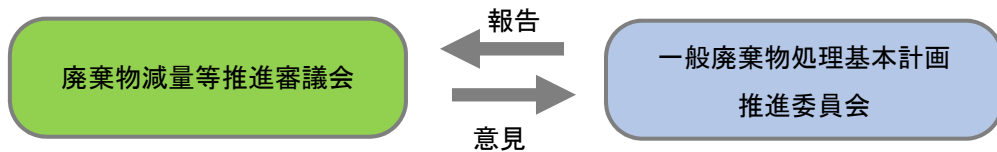
### (3) 広域的な連携

広域でのごみ処理を行っている期間において、上三川町と下野市の一部（旧石橋町区域）の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、本計画を推進していきます。

## コラム 廃棄物減量等推進審議会とは？

廃棄物減量等推進審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7に規定が定められており、本市においては、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第1項に基づく附属機関として「宇都宮市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

本審議会は、学識経験者や各種団体代表者、事業者等の委員20人以内をもって組織され、計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行います。



## 第2章 進行管理

### 1 年次計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく規定により、本計画を着実に実施するため、実効性の高い一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、前年度の取組状況の点検・評価により計画を着実に推進します。

#### (1) 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画の策定

年次ごとに実施計画を策定し、排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画、生活排水施設の適正管理等を示し、これに基づき各事業を実施します。

#### (2) 点検・評価

前年度の取組状況やごみ排出量などの実績を点検・評価します。

また、点検・評価結果を廃棄物減量等推進審議会へ報告するとともに、市ホームページ等を通じて市民に公表いたします。

### 2 情報の公開

広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態、ごみや生活排水に関する身近な情報等を定期的に発信し、意識啓発を行うことで、ごみの減量化・資源化を図ります。

図4-1 取組とその成果の反映

